

【介護老人福祉施設 利用料金表】

特別養護老人ホーム 藤島園

月額利用料金の目安：対象となる介護度のA + その他加算 + B がご利用料金となります。

【注意】基本サービスのAにその他加算を追加する場合にはAの介護職員処遇改善加算の単位が増加になり自己負担額も増加になります。

令和8年6月1日現在

A 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護福祉施設サービス費	589	659	732	802	871
② 日常生活継続支援加算Ⅰ	36	36	36	36	36
③ 看護体制加算Ⅰ(日額)	4	4	4	4	4
④ 看護体制加算Ⅱ(日額)	8	8	8	8	8
⑤ 夜勤職員配置加算Ⅲ2(日額)	16	16	16	16	16
⑥ 月額単位小計 ①～⑤の合計×30日で計算	19,590	21,690	23,880	25,980	28,050
⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ口 ⑥×17.6%	3,448	3,817	4,203	4,572	4,937
⑧ 介護保険給付対象合計 (⑥+⑦)	23,038	25,507	28,083	30,552	32,987
地区区分換算額 ⑧×10.14	¥233,605	¥258,640	¥284,761	¥309,797	¥334,488
介護保険 自己負担額(1割負担の方)	¥23,361	¥25,864	¥28,477	¥30,980	¥33,449
介護保険 自己負担額(2割負担の方)	¥46,721	¥51,728	¥56,953	¥61,960	¥66,898
介護保険 自己負担額(3割負担の方)	¥70,082	¥77,592	¥85,429	¥92,940	¥100,347

【その他の加算】(介護保険給付対象)

初期加算	30単位/日	新入居及び再入居時から30日間算定。
外泊時費用	246単位/日	入院又は外泊時に所定単位に代えて算定。(月6日限度)
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	常勤専従の機能訓練指導員を配置し、多職種協働により個別に機能訓練計画を作成し実施する。3月に1回内容見直しを行い、利用者へ説明をする場合。
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	加算Ⅰに加え、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたり必要な情報を活用している事。
個別機能訓練加算Ⅲ	20単位/月	加算Ⅱに加え、個別機能訓練計画の実施のために必要な情報や、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している事。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対し具体的な技術的助言と指導を行う場合。
科学的介護推進体制加算	50単位/月	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の心身状況に係る基本的な情報を科学的介護情報システム(LIFE)へ提出している場合。
安全対策体制加算	20単位/入所初日	安全対策に係る外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が1/2以上、特定の研修修了者を配置し、計画的な会議を実施する場合。
精神科医療費指導加算	5単位/日	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占めており、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合。
療養食加算	6単位/回	利用者の病状に応じ医師の指示に基づく食事提供をした場合。1食単位、1日3回を限度。
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	低栄養リスクが高い方に、多職種協働により定期的に会議を実施し、栄養ケア計画の作成・見直しを行い、週3回以上食事観察をする場合、
経口移行加算	28単位/日	医師の指示に基づき看護師等が共同して経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合に、計画に基づき医師の指示を受けた看護師等による支援を受けた場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や安全策を講じ、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施。テクノロジーの導入やデータの提供を実施。

【その他の加算】（介護保険給付対象）

自立支援促進加算	280単位/月	医師が6カ月に1回以上医学的評価を行い自立支援にかかる計画策定に参加する。その評価をもとに対処が必要とされた方に対して支援計画を策定し、それに沿ったケアを実施する。3月に1回以上入所者毎の支援計画見直しを行い、必要な情報を厚生労働省に提出した場合。	
ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	A要介護者のADL(日常生活動作)を一定期間測定・評価してADL値を測定し、評価対象者のADL利得の平均値が1以上確保できている場合。	
協力医療機関連携加算	50単位/月	相談・診療体制を常時確保し、緊急時入院を受入する体制を確保している医療機関との連携が出来ている場合。	
看取り介護加算Ⅱ	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	看護体制加算Ⅱを算定、看取り介護加算Ⅰの要件を満たし、入居者に対し緊急時の医師との連絡・診察等について具体的に取り決めされ、24時間対応できる体制を確保し、施設内で実際に看取った場合。
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
	死亡日前日及び前々日	780単位/日	
	死亡日	1,580単位/日	

B 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

【食費・居住費（個室）】

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費（1,800円）	¥1,800	¥1,360	¥650	¥390	¥300
居住費（個室1,550円）	¥1,550	¥880	¥880	¥480	¥380
介護給付対象外費用 合計	¥3,350	¥2,240	¥1,530	¥870	¥680

【食費・居住費（多床室）】

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費（1,800円）	¥1,800	¥1,360	¥650	¥390	¥300
居住費（多床室1,100円）	¥1,100	¥430	¥430	¥430	¥0
介護給付対象外費用 合計	¥2,900	¥1,790	¥1,080	¥820	¥300

☆食事居住費の利用者負担限度額については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」によって決められます。

限度額認定を受けた方はその限度額とします。（第1～3段階）

第4段階（基準額）：市町村民税課税世帯の方が対象。

第3段階②：市町村民税非課税世帯で、年金収入120万円超の方。

第3段階①：市町村民税非課税世帯で、年金収入等80万円超120万円以下の方。

第2段階：市町村民税非課税世帯で、年金収入80万円以下の方。

第1段階：生活保護受給者。市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方。

【その他の費用】

理美容代	2,200円/回	飲物・おやつ代	200円/日
髭剃り代	1,100円/回		